

千葉県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和7年5月22日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【医療機関】

名称	所在地	指定期間
そが内科小児科クリニック	千葉市中央区南町2-16-5 海気館蘇我駅前ビル2階	令和7年6月1日から 令和13年5月31日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
ドラッグセイムス 千葉富士見 薬局	千葉市中央区富士見2-5-1 江澤ビル	令和7年6月1日から 令和13年5月31日まで
稲毛アズール調剤薬局	千葉市稲毛区小仲台6-23-10	令和7年6月1日から 令和13年5月31日まで

【訪問看護】

名称	所在地	指定期間
シームレスケア訪問看護ステーション	千葉市稲毛区穴川4-13-28 -201	令和7年8月1日から 令和13年7月31日まで